

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年3月18日

支出負担行為担当官
東京航空局長 今井 和哉

1. 業務概要

- (1) 業務の名称
東京国際空港整備計画総合工程検討調査業務
- (2) 履行場所
東京国際空港内（東京都大田区羽田空港）
- (3) 業務内容等
別紙のとおり
- (4) 履行期間
契約締結日の翌日から令和8年3月19日まで
- (5) 電子調達システム対象
本案件は、資料等の提出、入札等を電子調達システムで行うため、電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
なお、電子調達システムによりがたいため、入札書等を持参し、入札の参加を希望する者（以下「紙入札による参加を希望する者」という。）は、その承諾願いを支出負担行為担当官東京航空局長（以下「支出負担行為担当官」という。）に提出することで、入札に参加することの承諾を得ることができる。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8年度国土交通省一般（指名）競争参加資格「測量及び建設コンサルタント等（建設コンサルタント）」のA又はB等級に格付けされ、東京航空局における競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東京航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
なお、令和7・8年度国土交通省大臣官房会計課所掌機関における一般競争（指名競争）参加資格については、現在更新期間中のため、申請受付機関が申請書類を受理した旨の証明書類をもって、これに代えるものとする。ただし、開札の時に於いて令和7・8年度国土交通省一般（指名）競争参加資格「測量及び建設コンサルタント等（「建設コンサルタント）」のA又はB等級に格付けされた東京航空局における競争参加資格の認定を受けていなければならない。
また、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（令和6年10月1日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
但し(3)の再認定を受けている者を除く。
- (5) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限から開札日までの間に、国土交通省東京航空局長から航空

局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付け空経第386号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (6) 入札に参加しようとする者（設計共同体にあってはその構成員。）の間に資本関係又は人的関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、国土交通省航空局競争契約入札者心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること（詳細については入札説明書を参照。）。

- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官東京航空局長（以下「支出負担行為担当官」という。）が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること（詳細については別紙を参照。）。
- (9) 3. (2)により入札説明書等を直接入手した者であること。

3. 入札手続き方法等

(1) 担当部局

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎
東京航空局総務部契約課
TEL 03-6880-1505

(2) 入札説明書の交付方法

- (a) 入札説明書等を電子調達システムにより交付する。交付期間は、本日より令和7年3月28日17時までとする。期限日以降の入手は認めないものとする。電子調達システムによる入札説明書等のダウンロード方法については、次を参照のこと。

https://www.cab.mlit.go.jp/tcab/img/contract/03_koukoku_tcab_ippan_pdf/20-21_0107-02.pdf

- (b) やむを得ない事由により、(a)の交付方法による入手ができない入札参加希望者は、上記(1)に問い合わせること。受付期間は、本日より令和7年3月28日まで（但し、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）の10時00分から12時00分及び13時00分から17時00分まで（最終日は16時00分）の間とする。

(3) 申請書及び資料等の提出期限

上記(2)で交付する入札説明書の指示に従い、入札説明書に添付する様式を使用したうえ、以下の提出期限までに提出すること。

令和7年3月31日 14時00分まで

- (a) 電子調達システムによる者は、提出期限までに申請書及び資料を下記(5)に掲げるURLに提出しなければならない。
- (b) 紙入札による参加を希望する者は、提出期限までに申請書及び資料を上記(1)に掲げる場所に持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出（提出期限までに必着とする。）しなければならない。

(4) 入札書の提出期限

- (a) 電子調達システムにより入札する場合は、令和7年4月10日 0時00分から下記(6)の開札日の前日（休日を除く。）の令和7年4月17日 16時00分までに下記(5)に掲げるURLから入札しなければならない。

- (b) 持参により入札書を提出する場合は、下記(6)の開札日時及び場所に入札書を持参し、提出しなければならない（郵送又は託送等ほかによる提出は認めない。）。

(5) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

電子調達システム <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>
調達ポータル・電子調達システムヘルプデスク

TEL 0570-000-683（ナビダイヤル）

TEL 03-4332-7803（IP電話等をご利用の場合）

(6) 開札日時及び場所

令和7年4月18日 14時30分 3. (1)に集合すること。

4. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除
- (3) 契約保証金
納付。但し、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代わる担保とすることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、詳細は入札説明書を参照すること。
- (4) 入札参加者に要求される事項
開札日の前日までに申請書及び資料の内容に関する支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明をしなければならない。
なお、提出期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格が無いと認められた者は、本案件に参加することができない。
- (5) 競争参加資格の確認
本案件の参加希望者は 2. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、申請書及び資料を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
なお、2. (3) に掲げる事項を満たしていない者も申請書及び資料を提出することができるが、2. (1)、(2) 及び(4) から(9) に掲げる事項を満たしている時は、開札時において、2. (3) に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格が有ることを確認するものとする。
但し、当該確認を受けた者が入札に参加するためには、開札時において 2. (3) に掲げる事項を満たしていなければならない。
- (6) 入札の無効
2. に掲げる資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札説明書（仕様書等添付書類を含む。）及び国土交通省航空局競争契約入札者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札者決定を取り消す。
なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨を確認された者であっても、開札時において 2. に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。
- (7) 入札方法
入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、本案件に係る諸経費等を含め見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 % に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数は切り捨て。）をもって落札価格とする。
原則として、当該入札の執行において入札執行回数は 2 回を限度とする。
なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合には、原則として予決令第 99 条の 2 の規程に基づく随意契約には移行しない。
- (8) 落札者の決定方法
予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
但し、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
なお、落札者となるべき者が 2 者以上となった場合は、くじにより落札者を決定するものとする。
- (9) 契約書作成の要否
要
- (10) その他詳細
入札説明書による。

件 名：東京国際空港整備計画総合工程検討調査業務													
発注概要： 本業務は、東京国際空港において令和6年度より実施・計画されている事業を実施するために必要な整備実施計画検討および資料作成を行うものである。 【業務内容】 <table border="0"> <tr> <td>1. 計画準備及び協議・報告（事前協議1回・中間報告14回・最終報告1回）</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>2. 資料収集整理</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>3. 整備実施計画検討（人工地盤整備、ターミナル整備、旧整備場地区整備、羽田空港アクセス線整備、T2国際線化整備） ①基本計画検討、②整備実施工程作成、③整備実施の課題抽出、④協議資料作成</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>4. 整備実施計画に係る各種詳細検討 ①各種詳細検討、②検討結果の整理</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>5. 報告書作成</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>6. 照査</td> <td>1 式</td> </tr> </table>		1. 計画準備及び協議・報告（事前協議1回・中間報告14回・最終報告1回）	1 式	2. 資料収集整理	1 式	3. 整備実施計画検討（人工地盤整備、ターミナル整備、旧整備場地区整備、羽田空港アクセス線整備、T2国際線化整備） ①基本計画検討、②整備実施工程作成、③整備実施の課題抽出、④協議資料作成	1 式	4. 整備実施計画に係る各種詳細検討 ①各種詳細検討、②検討結果の整理	1 式	5. 報告書作成	1 式	6. 照査	1 式
1. 計画準備及び協議・報告（事前協議1回・中間報告14回・最終報告1回）	1 式												
2. 資料収集整理	1 式												
3. 整備実施計画検討（人工地盤整備、ターミナル整備、旧整備場地区整備、羽田空港アクセス線整備、T2国際線化整備） ①基本計画検討、②整備実施工程作成、③整備実施の課題抽出、④協議資料作成	1 式												
4. 整備実施計画に係る各種詳細検討 ①各種詳細検討、②検討結果の整理	1 式												
5. 報告書作成	1 式												
6. 照査	1 式												
競争参加資格の「予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官東京航空局長が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること。」とは、以下に掲げる事項とする。 なお、当該契約の入札に参加するためには、競争参加資格の全ての事項を満たす者であること。													
- 次に掲げる業務実績を有すること。 平成26年4月1日以降公告日までに、元請として完成・引き渡しが完了した以下の要件を満たす業務実績を有すること。 ・空港制限区域内の施設整備に関わる業務 ※軽微な業務（契約額100万円未満）は除く。 ※「空港」とは、空港法（昭和31年法律第80号）に定める空港及び共用空港をいう。 ※「制限区域」とは、国管理空港については、空港管理規則第5条で規定されている「滑走路その他の離着陸区域、誘導路、エプロン、管制塔、格納庫その他空港事務所の承認を受けた者以外立ち入ってはならない区域」のことをいう。 ※業務とは調査、計画、検討をいう。 - 次に掲げる①②全ての要件を満たす管理技術者を当該業務に配置できること。 ① 以下のいずれかの資格を有している者 ・技術士【総合技術監理部門】（建設）又は【建設部門】の資格を有し、技術士法に基づく登録を行っている者 ・土木学会認定特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者 ・RCCM（技術士部門と同様の部門に限る）の資格を有し、「登録証明」の交付を受けている者 ② 上記1.の要件を満たしている業務実績を有する者。なお、照査技術者としての実績は認めない。 - 次に掲げるいずれかの資格を有している照査技術者を当該業務に配置できること。 ① 以下のいずれかの資格を有している者 ・技術士【総合技術監理部門】（建設）又は【建設部門】の資格を有し、技術士法に基づく登録を行っている者 ・土木学会認定特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者 ・RCCM（技術士部門と同様の部門に限る）の資格を有し、「登録証明」の交付を受けている者 - 上記1.及び2.で申請する業務実績が国土交通省の発注業務の場合にあっては、業務成績評定点が60点未満のものを除く。 - 令和4年4月1日から令和6年3月31日の間に完了し、業務成績評定点の通知を受けた業務のうち、東京航空局から受注した「測量及び建設コンサルタント等（建設コンサルタント）」に係る全ての業務成績評定点を合計し、1件あたりの平均が60点以上であること。 ただし、東京航空局から受注した当該実績が無い場合又は業務成績評定点の通知を受けていない場合は、この限りではない。													